

1. 大気汚染に係る環境基準等と評価方法

(1) 環境基準及び大阪市環境保全目標

項 目	環 境 基 準	大阪市環境保全目標
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	—
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	—
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(※)	—
非メタン炭化水素	—	午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	—
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	—

- ・備考 1 1ppm とは 1m³ 大気中に 1cm³ の汚染物質が存在する場合の濃度を示す。 1μg = 0.001mg = 0.000001g
 - ・備考 2 1 時間値とは、正時（00 分）から次の正時までの間に得られた測定値を示し、後の時刻を測定値の時刻とする。例えば午前 6 時の 1 時間値は、午前 5 時から 6 時までに測定された値をいう。
 - ・備考 3 光化学オキシダントについては、全国的にも環境基準達成率が極めて低い水準（令和 6 年度の達成率は一般局 0%、自排局 0%）となっている。
- (※) 令和 8 年 1 月 30 日に光化学オキシダントに係る環境基準が改定されたが、令和 7 年度の測定値には、これまでの環境基準が適用される。

(2) 環境基準等の評価方法

① 短期的評価（浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、二酸化硫黄及び一酸化炭素）

測定を行った日について、1 時間値の 1 日平均値、1 時間値の 8 時間平均値、1 時間値の 3 時間平均値または 1 時間値を環境基準等と比較して評価を行う。

② 長期的評価（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質）

(ア) 二酸化窒素（年間 98% 値）

年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値（365 日分の測定値がある場合、低い方から 358 番目の値）を環境基準と比較して評価を行う。

(イ) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素（2% 除外値）

年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの（365 日の測定値がある場合、高い方から 7 日分の測定値）を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

(ウ) 微小粒子状物質（年平均値、年間 98% 値）

1 年平均値（長期基準）及び 1 日平均値（短期基準）の両方について長期的評価を行い、両方を達成した場合に、環境基準を達成したものとする。1 日平均値は、年間の 1 日平均値のうち低い方から 98% に相当する値とする。

③ 有効測定日、有効測定局の考え方

1 日平均値に関する評価は、1 日 20 時間以上の測定時間を有する「有効測定日」を対象とする。

また、長期的評価は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素については年間 6000 時間以上の測定時間を有する局、微小粒子状物質については年間の有効測定日が 250 日以上測定局を対象とする。光化学オキシダントについては年間 1 時間以上の昼間の測定時間を有する測定局、非メタン炭化水素については年間で 1 日以上午前 6 時から 9 時までの連続した測定値をすべて有する日がある測定局を評価の対象とする。

これらの評価の対象となった局を「有効測定局」とする。

2. 長期的評価の方法

(1) 長期的評価の考え方

環境基準の評価において、施策の効果を正確にとらえるために、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については長期的評価を行います。また、評価は2%除外値または98%値を用います。これは、1年間のうちで濃度が高かった日に着目しつつ、測定精度の限界や、ある特定の測定時間や日の事情の反映等を考慮して設定された統計指標です。

(2) 2%除外値と 98%値

2%除外値は、1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%目までの日数を除いて得られる日平均値をいいます。例えば、365日分のデータがある場合には、高い方から8番目の値になります。

98%値は、逆に、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目にあたる日平均値をいいます。例えば、365日分のデータがある場合には、低い方から358番目の値となります。

2%除外値と 98%値は概ね一致しますが、まれに四捨五入の結果により一致しない場合があります。一致する例と、一致しない例を以下に示します。

①一致する例

<2%除外値>

高い方からの 順位	日 付	日平均値 (ppm)
1	10月10日	0.073
2	10月13日	0.072
3	8月19日	0.070
4	6月16日	0.069
5	4月4日	0.068
6	12月19日	0.065
7	10月2日	0.063
<u>8</u>	<u>6月1日</u>	<u>0.062</u>
9	5月12日	0.061
10	5月30日	0.060
...	...	...
	中略	
...	...	...
364	7月11日	0.014
365	3月27日	0.012

※網掛け部分は365個の測定値の高い方から2%（7個のデータ）に相当する。これを除外し次位の8番目の値で評価する。

<98%値>

低い方からの 順位	日 付	日平均値 (ppm)
1	3月27日	0.012
2	7月11日	0.014
...	...	...
	中略	
...	...	...
356	5月30日	0.060
357	5月12日	0.061
<u>358</u>	<u>6月1日</u>	<u>0.062</u>
359	10月2日	0.063
360	12月19日	0.065
361	4月4日	0.068
362	6月16日	0.069
363	8月19日	0.070
364	10月13日	0.072
365	10月10日	0.073

※網掛けのない部分は365個の測定値の低い方から98%（358番目まで）に相当する。この98%目（358番目）の値で評価する。（網掛け部分の7個のデータは除外される。）

②一致しない例

※有効測定日数が325日のとき、

<2%除外値> 2%除外日数は、 325×0.02 （=6.5日）を四捨五入して7日となる。したがって2%除外値は高い方から数えて8番目（低い方から318番目）となる。

<98%値> 98%目の該当日は、 325×0.98 （=318.5日）を四捨五入して319日となる。したがって98%値は低い方から数えて319番目、高い方から数えて7番目となる。

同様に、50日違いの275日も一致しない。